

労働安全衛生法施行令  
内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

#### （定義）

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 アセチレン溶接装置 アセチレン発生器、安全器、導管、吹管等により構成され、溶解アセチレン以外のアセチレン及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

二 ガス集合溶接装置 ガス集合装置（十以上）の可燃性ガス（別表第一第五号に掲げる可燃性のガスをいう。以下同じ。）の容器を導管により連結した装置又は九以下の可燃性ガスの容器を導管により連結した装置で、当該容器の内容積の合計が水素若しくは溶解アセチレンの容器にあつては四百リットル以上、その他他の可燃性ガスの容器にあつては千リットル以上のものをいう。）、安全器、圧力調整器、導管、吹管等により構成され、可燃性ガス及び酸素を使用して、金属を溶接し、溶断し、又は加熱する設備をいう。

三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が○・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの

ロ ゲージ圧力○・三メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラーで、内容積が○・〇一メカ方メートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの

ハ 伝熱面積が二平方メートル以下で、かつ、その長さが二十五ミリメートル以下の蒸気ボイラード、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以下の蒸気ボイラード、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

二 ゲージ圧力○・二メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラード、伝熱面積が二平方メートルを超える多管式のものを除く。）

二 ゲージ圧力○・一メガパスカル以下での温水ボイラード、伝熱面積が四平方メートル以下（木質バイオマス温水ボイラード、動植物由来するものを燃料とする温水ボイラードをいう。ホ

二 ゲージ圧力○・一メガパスカル以下での温水ボイラード、伝熱面積が四平方メートル以下（木質バイオマス温水ボイラード、動植物由来するものを燃料とする温水ボイラードをいう。ホ

物に由来する有機物でエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木竹に由来するものを燃料とする温水ボイラードをいう。ホにおいて同じ。）にあつては、十六平方メートル以下）のもの、かつ、摄氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラード、伝熱面積が三十二平方メートル以下のもの

ハ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラード（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内径が○・〇四立方メートル以下とのものに限る。）

ト 内容積が○・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラード（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・〇二以下のもの（小型ボイラー ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。）

イ ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラード、伝熱面積が一平方メートル以下のもの又は胴の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの

ロ 伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラード、大気に開放した内径が二十ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以下の蒸気ボイラード、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上の蒸気ボイラード、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

二 ゲージ圧力○・二メガパスカル以下で使用的する蒸気ボイラード、伝熱面積が二平方メートルを超える多管式のものを除く。）

七 第二種圧力容器 容器の内径が二百ミリメートル以上の容器で、管寄せの内径が百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千ミリメートル以下のもの又はハニカム状の内壁を有する容器

ハ 伝熱面積が二平方メートル以上の蒸気ボイラード、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以下の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの又はゲージ圧力○・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上の蒸気ボイラード、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

二 製造業（物の加工業を含む。） 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

三 その他の業種 千人

（安全管理者を選任すべき事業場）

第三条 法第十一条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場で、常時五十人以上の労働者を使用するものとする。

（衛生管理者を選任すべき事業場）

第四条 法第十二条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する。

（移動式クレーン 原動機を内蔵し、かつ、不特定の場所に移動させることができるクレーンをいう。）

(産業医を選任すべき事業場)  
第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

(作業主任者を選任すべき作業)  
第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一 高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシヤフトの内部において行う作業に限る。)

二 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業

三 次のいずれかに該当する機械集材装置(木材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原本又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう)。若しくは運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原本又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう)の組立、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業

イ 原動機の定格出力が七・五キロワットを超えるもの支間の斜距離の合計が三百五十メートル以上のもの

ロ 最大使用荷重が二百キログラム以上のもの

四 ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの作業

五 別表第二号又は第三号に掲げる放射線業務に係る作業(医療用又は波高値による定期管電圧が千キロボルト以上のエックス線を発生させる装置(同表第二号の装置を除く。以下「エックス線装置」という。)を使用するものを除く。)

六 木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帶用のものを除く。)を五台以上(当該機械のうちに自動送材車式帶のこ盤が含まれている場合には三台以上)有する事業場において行う当該機械による作業

七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業

八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

イ 乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。)のうち、危険物等(別表第一に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。)に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの

ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するものの(その最大消費量が、固体燃料については毎時十キログラム以上、液体燃料については毎時十リットル以上、気体燃料については毎時一立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するものの(定格消費電力が十キロワット以上のものに限る。)

ハ 挖削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業

イ 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第一条に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の掘削の作業

ロ 付けて又は取り外しの作業

ハ 以上のもの

ト 最大使用荷重が二百キログラム以上のもの

ナ 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業

ト 最大使用荷重が二百キログラム以上のもの

八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

イ 乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。)のうち、危険物等(別表第一に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。)に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの

ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するものの(その最大消費量が、固体燃料については毎時十キログラム以上、液体燃料については毎時十リットル以上、気体燃料については毎時一立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するものの(定格消費電力が十キロワット以上のものに限る。)

ハ 挖削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業

イ 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第一条に規定する岩石の採取のためのものを除く。)をいう。以下同じ。)の掘削の作業

ロ 付けて又は取り外しの作業

ハ 以上のもの

ト 最大使用荷重が二百キログラム以上のもの

ナ 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業

ト 最大使用荷重が二百キログラム以上のもの

ナ 土止め支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かみ等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業

ト 最大使用荷重が二百キログラム以上のもの

十二 高さが二メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集團をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業

イ 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から1の2まで、2の4まで、19の2から19の4まで、2の2から2の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37のものに限る。)のうち厚生労働省令で定められた機械の運転者のみによって行われるもの

ロ 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数五百トン未満の船舶(船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が五百トン未満から五百トン以上となつたもの(五百十トン未満のものに限る。)のうち厚生労働省令で定めたものを含む。)において揚貨装置を用いないで行うものを除く。)

ト 别表第四第一号から第十号までに掲げる型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かみ等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。以下同じ。)の組立て又は解体の作業

ナ つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

ハ つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

ト つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

ナ つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

イ 第一条第五号イに掲げる容器で、内容積が五立方メートル以下のもの

ロ 第一条第五号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が一立方メートル以下のもの

ハ 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から1の2まで、2の4まで、19の2から19の4まで、2の2から2の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37のものに限る。)のうち厚生労働省令で定めたものを除く。)

ト 別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業

ナ 別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業

ハ 同表第六号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。)に係る作業

二十一 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業

二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取り扱う作業

二十四 石綿等の試験研究のため取り扱う作業

二十五 第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以

下「石綿分析用試料等」という。)を製造する作業  
(統括安全衛生責任者を選任すべき業種等)  
**第七条** 法第十五条第一項の政令で定める業種は、造船業とする。

**2** 法第十五条第一項ただし書及び第三項の政令で定める労働者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。  
一 ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事(作業場所が狭いこと等により安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令で定める場所において行われるものに限る)又は圧巻工法による作業を行う仕事 常時三十人  
二 前号に掲げる仕事以外の仕事 常時五十人

(安全委員会を設けるべき事業場)  
法第十七条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

一 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業 五十人  
二 第二条第一号及び第二号に掲げる業種(前号に掲げる業種を除く。)百人  
(衛生委員会を設けるべき事業場)

**第九条の二** 法第二十五条第一項の政令で定める仕事は、次のとおりとする。  
事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。  
(法第二十五条の二第一項の政令で定める仕事)

**第九条の二** 法第二十五条の二第一項の政令で定める仕事は、次のとおりとする。  
離が千メートル以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが五十メートル以上となるたて坑(通路として用いられるものに限る。)の掘削を伴うもの

二 圧巻工法による作業を行う仕事で、ゲージ圧力○・一メガパスカル以上で行うこととなるもの

(法第三十一条の二の政令で定める設備)  
第九条の三 法第二十二条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。  
一 化学設備(別表第一に掲げる危険物(火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。)を製造する場合)

二 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の適用を受けるもの)

く。)を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火點以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。第十五条第一項第五号において同じ。)  
及びその附属設備(移動式以外のものに限る。)

**第十一条** 法第三十三条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等とする。  
一 つり上げ荷重(クレーン(移動式クレーンを除く。以下同じ)、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)  
二 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用いるか、かつ、不特定の場所に自走することがができる〇・五トン以上の移動式クレーンを除く。以下同じ。)  
三 不整地運搬車(クレーンにあっては、一トン以上)のクレーンに上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンに上げ荷重が二トン以上のデリックを除く。以下同じ。)  
四 作業床の高さ(作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。以下同じ。)が一メートル以上の高所作業車(クレーンにあっては、一トン以上のエレベーターを除く。同号において同じ。)  
五 積載荷重(エベベーター(簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの機器に又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)  
六 積載荷重(エベベーター(簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの機器に又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。)  
七 ガイドレール(昇降路を有するものにあっては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。)の高さが十八メートル以上の建設用リフト(積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。同号において同じ。)  
八 ゴンドラ(昇降路を有するものにあっては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。)の高さが十八メートル以上の建設用リフト(積載荷重が〇・二五トン未満のものを除く。同号において同じ。)  
九 別表第七に掲げる建設機械で、動力を用いるか、かつ、不特定の場所に自走することができる七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。)

**第十二条** 法第三十七条第一項の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。  
(法第三十四条の政令で定める建築物)  
(特定機械等)  
第一種圧力容器等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。  
一 ポイラー(小型ポイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の適用を受けるもの)を除く。)  
二 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。

**第十三条** 法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。  
一 容器は、小型圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。  
二 法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)とする。  
三 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

一 アセチレン溶接装置のアセチレン発生器  
二 研削盤、研削といし及び研削といしの覆い  
三 手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置  
四 アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置の安全器  
五 活線作業用器具(その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。)

六 活線作業用器具(対地電圧が五十ボルトを超える充電電路に用いられるものに限る。)  
八 フォークリフト  
九 別表第八に掲げる鋼管足場用の部材及び附属金具  
十 型枠支保工用のパイプサポート、補助サポート及びウイングサポート  
十一 別表第八に掲げる鋼管足場用の部材及び附属金具  
十二 つり足場用のつりチエーン及びつり枠  
十三 合板足場板(アピトン又はカポールをフエノール樹脂等により接着したものに限る。)  
十四 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未満(スタッカーパイプクレーンにあっては、〇・五トン以上一トン未満)のクレーン  
十五 つり上げ荷重が〇・五トン以上三トン未満の移動式クレーン  
十六 つり上げ荷重が〇・五トン以上二トン未満のデリック  
十七 積載荷重が〇・二五トン以上一トン未満のエレベーター  
十八 ガイドレールの高さが十メートル以上十八メートル未満の建設用リフト  
十九 積載荷重が〇・二五トン以上の簡易リフト  
二十 再圧室  
二十一 潜水器  
二十二 波高値による定格管電圧が十キロボルト以上のエックス線装置(エックス線又はエックス線装置の研究又は教育のため、使用的都度組み立てるもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二

条第四項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。)

二十三 ガンマ線照射装置（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第四項に規定する医療機器で、厚生労働大臣が定めるものを除く。）

二十四 紡績機械及び製錠機械で、ビーナー、シリンドー等の回転体を有するもの（蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、第一条第三号イからトまでに掲げるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

二十五 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、第一条第三号イからトまでに掲げるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

二十六 第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力○・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が○・○一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が○・○○一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七 大気圧を超える圧力を有する気体をそなえに保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が○・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

二十八 墜落制止用器具（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が四十立方センチメートル以上のものに限る。）

二十九 チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであつて、排気量が四十立方センチメートル以上のものに限る。）

三十 ショベルローダー（作業床の高さが二メートル以上の高所作業車）

三十一 フォーカローダー（作業車）

三十二 ストロードルキヤリヤー（作業車）

三十三 不整地運搬車（作業車）

三十四 作業床の高さが二メートル以上の高所作業車）

法別表第二に掲げる機械等には、本邦の地域内で使用されないことが明らかな機械等を含まないものとする。

5 次の表の上欄に掲げる機械等には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械等を含まないものとする。

法別表第二第三船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる小型ボイラー及び電気事業法の適用を受ける小型ボイラー

法別表第二第六船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられる防爆構造電気機械器具

法別表第二第八ろ過材又は面体を有していない号に掲げる防じんマスク

法別表第二第十ろ過材又は面体を有する号に掲げる防毒マスク

法別表第二第十九ハロゲンガス用又は有機ガス用号に掲げる防毒マスクその他厚生労働省令で定めるもの以外の防毒マスク

法別表第二第十その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具

法別表第二第十その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具

法別表第二第十九ハロゲンガス用又は有機ガス用号に掲げる絶百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具

法別表第二第十その電圧が、直流にあつては七百五十ボルト、交流にあつては三百ボルト以下の充電電路について用いられる絶縁用保護具

三 小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

四 小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

（型式検定を受けるべき機械等）

第十四条の二 法第四十四条の二第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るローラ機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの（自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二 プレス機械又はシャーの安全装置（プレス機械又はシャーの安全装置の急停止装置のうち電気的制動方式のもの（自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

三 防爆構造電気機械器具（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。）

四 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するものに限る。）

五 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するものに限る。）

六 防毒マスク（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

七 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの（木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

八 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの（スライドによる危険を防止するための機構を有するものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

九 交流アーケン接機用自動電擊防止装置の絶縁用保護具（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）

十 二類物質のうち厚生労働省令で定める機械等の同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備

十一 特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備

十二 乾燥設備及びその附属設備（これらの装置の配管のうち、地下に埋設された部分を除く。）

十三 動力により駆動される卷上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受けるものを除く。）

十四 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの（スライドによる危険を防止するための機構を有するものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

十五 電動ファン付き呼吸用保護具（その電圧が、直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。）

十六 保護帽（物体の飛来若しくは落下又は墜落による危険を防止するためのものに限る。）

十七 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

十八 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

十九 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

二十 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

二十一 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他の厚生労働省令で定めるものに限る。）

（定期に自主検査を行るべき機械等）

第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一 第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第十四号に掲げる機械等並びに前条第十号及び第十一号に掲げる機械等

二 動力により駆動されるプレス機械

三 動力により駆動される遠心機械

四 化学設備（配管を除く。）及びその附属設備

五 乾燥設備及びその附属設備（これらの装置の配管のうち、地下に埋設された部分を除く。）

六 アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置（これららの装置の配管のうち、地下に埋設された部分を除く。）

七 動力車及び動力により駆動される巻上げ装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受けるものを除く。）

八 動力により駆動される卷上げ装置、排ガス処理装置及び排液処理装置で、軌条により人又は荷を運搬する用に供されるもの（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）又は軌道法（大正十年法律第七十六号）の適用を受けるものを除く。）

九 局所排気装置、ブッシュブル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置

十 特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備

十一 二類物質のうち厚生労働省令で定める機械等の同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。）及びその附属設備

十二 透過写真撮影装置（その撮影に用いられる検査に要する費用の負担）

十三 登録製造時等検査機関等の登録の有効期間（登録製造時等検査機関等の登録の有効期間）

十四 法第四十六条の二第一項（法第五号及び第三号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。）の政令で定める期間は、五年とする。

十五 第十五条の二 法第四十六条の二第一項（法第五号及び第三号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。）の政令で定める期間は、五年とする。

十六 第十五条の三 法第五十三条第三項の政令で定める費用は、法第五十三条第二項第四号の検査の

ため同号の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、厚生労働省令で定める。

**第十六条** 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

(製造等が禁止される有害物等)

一 黄りんマツチ

二 ベンジン及びその塩

三 四アミノジエニル及びその塩

四 石綿(次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。)

イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿

ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

五 四一二トロジフェニル及びその塩

六 ビス(クロロメチル)エーテル

七 ベーターナフチルアミン及びその塩

八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釀剤を含む。)の五パーセントを超えるもの

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

法第五十五条ただし書の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 製造、輸入又は使用について、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けること。この場合において、輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百四十四号)第九条第一項の規定による輸入割当てを受けるべき物の輸入については、同項の輸入割当てを受けたことを証する書面を提出しなければならない。

二 厚生労働大臣が定める基準に従つて製造し、又は使用すること。

2

前項の規定は、法第五十三条の三から第五十条の二までにおいて法第五十三条第三項の規定を準用する場合について準用する。

**第十六条** 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

一 別表第九に掲げる物(アルミニウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他物で、厚生労働省令で定めるもの(別表第九に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定める有害物(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

三 別表第三第一号から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

四 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

五 別表第三第一号から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

六 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

七 別表第三第一号から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

八 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

九 別表第三第一号から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

十 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十一 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十三 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十四 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十五 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

**第十七条** 法第五十六条第一項の政令で定める物は、別表第三第一号に掲げる第一類物質及び石綿分析用試料等とする。

**第十八条** 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物(アルミニウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

二 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他物で、厚生労働省令で定めるもの(別表第九に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定める有害物(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

三 别表第三第一号から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定める有害物(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

四 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

五 别表第三第一号から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定める有害物(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

六 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

七 别表第三第一号から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定める有害物(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

八 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

九 别表第三第一号から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定める有害物(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

十 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十一 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十二 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十三 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十四 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

十五 别表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

**第十九条** 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

(職長等の教育を行うべき業種)

一 建設業

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ たばこ製造業

ロ 織維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)

ハ 衣服その他の織維製品製造業

ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)

三 電気業

四 ガス業

五 自動車整備業

六 機械修理業

(就業制限に係る業務)

**第二十条** 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務

二 制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務

三 放射性物質

四 附則第九条の二の規定により厚生労働大臣がその名称等を公表した化学物質がその名称等を公表した化学物質(法第五十七条の四第一項ただし書の政令で定める場合)

五 放射性物質

六 別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

七 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送氣又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務

八 可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務

九 潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送氣又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務

十 可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の業務

十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができ最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十二 機体重量が三トン以上の別表第七第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十三 最大荷重(ショベルローダー又はフォークリーダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のショベルローダー又はフォークリーダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十四 最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十五 作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

量)が百キログラム以下の旨の厚生労働大臣の確認を受けた場合において、その確認を受けたところに従つて当該新規化學物質を製造し、又は輸入しようとするときとする。

(法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査)

**第二十二条** 法第五十七条の五第一項の政令で定める有害性の調査は、実験動物を用いて吸入投与、経口投与等の方法により行うがん原性の調査とする。

**第二十三条** 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

(職長等の教育を行うべき業種)

一 建設業

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ たばこ製造業

ロ 織維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)

ハ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラ(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。)

二 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラ(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。)

三 立方メートル以下のものに限る。)

四 伝熱面積が五十四平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

五 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

六 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

七 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

八 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

九 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

十 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

十一 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

十二 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンган、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

十三 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンган、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

十四 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンган、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)

十五 伝熱面積が五十五平方メートル以下の温水ボイラ(タンク、ターリウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タンゲステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンган、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。)





行令第六条第八号、第十八号又は第二十一号に掲げる作業に該当するものを除く。) (厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置) 第三条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法(以下「法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。

一 新令第十三条第三十六号から第三十八号までに掲げる機械等 昭和五十年十月一日

二 新令第十三条三十九号又は第四十号に掲げる機械等 昭和五十一年一月一日

(検定に関する経過措置)

第四条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第四十四条第一項の検定を受けることを要しない。

一 新令第十三条第十号又は第十四号から第六号までに掲げる機械等 昭和五十一年四月一日

二 新令第十三条第二十三号に掲げる機械等 昭和五十一年六月一日

三 新令第十三条二十四号に掲げる機械等 昭和五十一年十月一日

四 新令第十三条第三十九号に掲げる機械等 昭和五十一年一月一日

(製造の許可に関する経過措置)

第六条 昭和五十年十月一日において現に新令別表第三第一号3若しくは6に掲げる物又は同号7に掲げる物で同号3若しくは6に係るものを作り出している者については、同日から昭和五十年三月三十一日までの間は、法第五十六条の規定は、適用しない。

可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(健康管理手帳の交付に関する経過措置)

第八条 都道府県労働基準局長は、昭和五十年一月十六日前に新令第二十三条第四号から第六号までの業務のいずれかに従事して離職し、かつ、同日において現に当該業務に従事していない者で、法第六十七条第一項の労働省令で定める要件に該当するものに対し、労働省令で定めたところにより、同項の当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

附 則 (昭和五〇年八月一日政令第二四号) 抄

○号) 抄

第一条 この政令は、昭和五十年一月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定(労働安全衛生法施行令第二十一条の見出しを改める部分を除く。)は、法附則第四条のうち労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五条の改正規定中同条に四項を加える部分の施行の日から施行する。

附 則 (昭和五一年一月七日政令第一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定及び附則第五条の規定は、昭和五十一年一月十六日から施行する。

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)別表第三条第一号に掲げる物又は同号8に掲げる物で同号7に掲げる物に係るもの(以下「ベンゾトリクロリド等」という。)に係る新令第六条第十八号の作業について、昭和五十二年九月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(製造の許可に関する経過措置)

第三条 昭和五十二年四月一日において現にベンゾトリクロリド等を製造している者については、同日から昭和五十二年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十六条の規定は、適用しない。その期間内に同条第一項の許可を申請した場合においては、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(名称等の表示に関する経過措置)

第四条 ベンゾトリクロリド等で、昭和五一年四月一日において現に存するものについては、可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(健康管理手帳の交付に関する経過措置)

第五条 都道府県労働基準局長は、昭和五一年一月十六日前に新令第二十三条第七号から第十号までの業務のいずれかに従事して離職し、かつ、同日において現に当該業務に従事していない者で、法第六十七条第一項の労働省令で定める要件に該当するものに対して、労働省令で定めたところにより、同項の当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする。

附 則 (昭和五一年一月一七日政令第二二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条に一号を加える改正規定及び附則第三条の規定 昭和五十二年十月一日

二 第十四条の改正規定及び附則第四条の規定 昭和五十三年一月一日

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第一号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第六条第一号に掲げる作業に該当するものを除く。)については、昭和五十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(製造の許可に関する経過措置)

第三条 新令第十三条第四十一号に掲げる機械で、昭和五十二年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法(以下「法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。

(型式検定に関する経過措置)

第四条 新令第十三条第十二号に掲げる機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもので、昭和五十四年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、法第四十四条の二第一項の型式検定を受けることを要しない。

(製造等の禁止に関する経過措置)

第五条 昭和五十二年四月一日前に旧令第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、輸入し、又は使用するために同条第二項第一号の規定により都道府県労働基準局長に届出書を提出した者は、当該提出した届出書に係る当該物の製造、輸入又は使用について新令第十六条第二項第一号の都道府県労働局長の許可を受けたものとみなす。

(就業制限に関する経過措置)

第六条 事業者は、新令第二十条第九号に掲げる業務(旧令第二十条第九号に掲げる業務に該当するものを除く。)については、昭和五十四年三月三十一日までの間は、法第六十一条第一項の規定による検定による個別検定に合格したものとみなす。

2 旧法第四十四条第二項の規定により付された表示で、新法第四十四条に規定する機械等に付されたものは、新法第四十四条第三項の規定により付された表示とみなす。

(検定に関する経過措置)

第四条 新令第十四条に規定する機械等で、改正法による改正前の労働安全衛生法(以下「旧法」という。)第四十四条第一項の規定による検定に合格したものは、新法第四十四条第一項の規定による個別検定に合格したものとみなす。

第五条 新令第十四条の二に規定する機械等で、旧法第四十四条第一項の規定による検定に合格したものは、新法第四十四条第三項の規定により付された表示とみなす。

の規定にかかわらず、同項に規定する資格を有する者以外の者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、同条第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五二年一月五日政令第一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条に一号を加える改正規定及び附則第三条の規定 昭和五十二年十月一日

二 第十四条の改正規定及び附則第四条の規定 昭和五十三年一月一日

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第一号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第六条第一号に掲げる作業に該当するものを除く。)については、昭和五十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(製造の許可に関する経過措置)

第三条 新令第十三条第四十二号から第四十四号までに掲げる機械等で、昭和五十四年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、昭和五十四年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(作業主任者に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第十五号の二に掲げる作業については、昭和五十四年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(健康手帳の交付に関する経過措置)

第三条 新令第十三条第四十二号から第四十四号までに掲げる機械等で、昭和五十四年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、昭和五十四年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

(検定に関する経過措置)

第四条 新令第十四条に規定する機械等で、改正法による改正前の労働安全衛生法(以下「旧法」という。)第四十四条第一項の規定による検定に合格したものは、新法第四十四条第一項の規定による個別検定に合格したものとみなす。



六条の改正規定は、平成六年十月一日から施行する。	附 則（平成七年一月二十五日政令第九号）抄
（施行期日）この政令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び次条の規定は、平成七年十月一日から施行する。（金属のアジ化物に係る作業主任者に関する経過措置）	第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第八号に掲げる作業に該当するもの（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第八号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成九年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。（罰則に関する経過措置）

第三条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第八号に掲げる作業に該当するもの（改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第八号に掲げる作業に該当するものを除く。）又は新令第一条第六号に掲げる容器に該当するもの（旧令第一条第六号に掲げる容器に該当するものを除く。）で、製造時等検査に合格したものとみなす。	附 則（平成二年七月二八日政令第二四〇号）
（施行期日）この政令は、平成十一年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。（個別検定に関する経過措置）
（施行期日）この政令は、平成八年九月一三日政令第二七一号）	第二条 改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第一条第四号に掲げるボイラーや前項の規定により個別検定に合格したものとみなされたボイラーや又は容器については、労働安全衛生法第四十四条第六項の規定は、適用しない。（罰則に関する経過措置）
（施行期日）この政令は、平成八年十月一日から施行する。	附 則（平成八年三月二七日政令第六〇号）
（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成九年二月一九日政令第二〇号）

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。（個別検定に関する経過措置）	附 則（平成一〇年一二月一一日政令第三九〇号）
（施行期日）この政令は、平成九年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。（個別検定に関する経過措置）
（施行期日）この政令は、平成九年四月一日から施行する。	第二条 改正後の第一条第四号ニに掲げるボイラーレで製造時等検査に合格したものは、個別検定に合格したものとみなす。（罰則に関する経過措置）
（施行期日）この政令は、平成九年四月一日から施行する。	第三条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。（金屬のアジ化物に係る作業主任者に関する経過措置）
（施行期日）この政令は、平成七年十月一日から施行する。（金属のアジ化物に係る作業主任者に関する経過措置）	第一条 この政令は、平成七年十月一日から施行する。（金屬のアジ化物に係る作業主任者に関する経過措置）

（施行期日）この政令は、平成九年四月一日から施行する。（個別検定に関する経過措置）	附 則（平成一〇年一二月一一日政令第三九〇号）
（施行期日）この政令は、平成九年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。（個別検定に関する経過措置）
（施行期日）この政令は、平成九年四月一日から施行する。	第二条 改正後の第一条第四号ニに掲げるボイラーレで製造時等検査に合格したものは、個別検定に合格したものとみなす。（罰則に関する経過措置）
（施行期日）この政令は、平成九年四月一日から施行する。	第三条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。（金屬のアジ化物に係る作業主任者に関する経過措置）
（施行期日）この政令は、平成七年十月一日から施行する。（金屬のアジ化物に係る作業主任者に関する経過措置）	第一条 この政令は、平成七年十月一日から施行する。（金屬のアジ化物に係る作業主任者に関する経過措置）

いてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後における改正後のこれらの政令の適用については、改正後のこれらの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（作業環境測定に関する経過措置）

（作業環境測定に関する経過措置）	第四条 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場（旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成十四年四月三十日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。
（罰則に関する経過措置）	附 則（平成一五年一〇月一六日政令第四五七号）抄

（罰則に関する経過措置）	第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。
（罰則に関する経過措置）	附 則（平成一五年一〇月一六日政令第四五七号）抄

附 則 (平成一八年八月一日政令第二五)

七号

第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 石綿又は石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下この条において「石綿等」という。)のうち、次の各号に掲げる石綿等の区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物(次項に規定する既存石綿分析用試料等を除く。)であつて、この政令の施行の日において現に使用されているもの(労働安全衛生法施行令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等を除く。以下「既存石綿含有製品等」という。)については、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

アモサイト若しくはクロシンドライト又はこれらをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 平成七年四月一日

二 石綿(アモサイト及びクロシンドライトを除く。以下この号において同じ。)を含有するこの政令による改正前の労働安全衛生法施行令別表第八の二に掲げる製品であつて、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの 平成十六年十月一日

三 前二号に掲げる物以外の石綿等 この政令の施行の日

前項第一号又は第三号に掲げる石綿等のうち、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物であつて、次に掲げる物の原料又は材料として使用される石綿 第二条の規定は、適用しない。

第三条 既存石綿含有製品等及び既存石綿分析用試料等に対する法第五十七条及び第五十七条の二の規定の適用については、なお従前の例によることとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

附 則 (平成一八年一〇月二〇日政令第三三一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十二月一日から施行する。

(名称等の表示に関する経過措置)

第二条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年五月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第十八条第二号の五、第六号の二、第十号の二、第十六号の二、第二十五号の二、第二十五号の三、第二十八号の二又は第二十九号の二に掲げる物

二 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

三 新令第十八条第四十号に掲げる物

(名称等の通知に関する経過措置)

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年五月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

一 新令別表第九第二百号、第三百八号又は第四百二十四号に掲げる物

二 新令別表第九第六百三十四号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

三 新令別表第九第六百三十五号に掲げる物

(施行期日)

附 則 (平成一九年一月一日政令第一号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年三月一日から施行する。

(作業環境測定に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場(改正前の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。)については、平成二十一年二月二十八日までの間は、作業環境測定を行ふことを要しない。

附 則 (平成一九年一二月一四日政令第三七五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年三月一日から施行する。

(作業環境測定に関する経過措置)

第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場(改正前の労働安全衛生法施行令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。)については、平成二十二年三月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

附 則 (平成一九年一二月一四日政令第三七五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (平成一九年一二月一四日政令第三七五号)

(施行期日)

するもの又は石綿を含有するグランドパッキンであつて、同条第四号に該当するもののうち、この政令の施行の日において現に使用されいるものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

規定期は、適用しない。

取り扱う部分に限る。)に使用されるものを除く。)  
四 旧改正令附則第三条第三号に掲げる物  
五 旧改正令附則第三条第四号に掲げる物(同号イに該当する物であつて、化学工業の用に供する施設の設備の接合部分(四百度以上の温度の流体である物又は同号イ(1)、(3)若しくは(4)に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。)に使用されるものを除く。)  
**第六条** 前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令附則第四条各号第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。  
**第七条** 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条各号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(罰則の適用に関する経過措置)**  
**第一条** この政令は、平成二十二年三月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定(同条第一号イに係る部分を除く。)は、同年二月一日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** 次に掲げる物のうち、この政令の施行の日(第二号に該当する物にあっては、前条ただし書に規定する規定の施行の日)において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。  
一 この政令による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十七号。次号において、「旧改正令」という。)附則第三条第一号に掲げる物(同号イに該当する物であつて、化学工業の用に供する施設の設備(配管を含む。)の接合部分(二百度以上三百度未満の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。)に使用されるものに限る。)

第  
第  
第

取り扱う部分に限る。) に使用されるものを除く。)

四 旧改正令附則第三条第三号に掲げる物

五 旧改正令附則第三条第四号に掲げる物 (同号イに該当する物であつて、化学工業の用に供する施設の設備の接合部分 (四百度以上の温度の流体である物又は同号イ(1)、(3)若しくは(4)に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。) に使用されるものを除く。)

第六条 前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用について、なお従前の例による。

**第三条** 一 旧改正令附則第三条第四号に掲げる物  
二 前条の規定により労働安全衛生法第五十  
五条の規定が適用されない物に対する労働安全  
衛生法施行令の一部を改正する政令附則第四条  
第二項の規定によりなおその効力を有するもの  
とされる同令による改正前の労働安全衛生法施  
行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十八  
条及び別表第九の規定の適用については、なお  
従前の例による。

**第三条** 前条の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令附則第四条

第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第四条** この政令（附則第一条のただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年一月一四日政令第四号)

**(施行期日)**

**第一条** この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第五条から第七条までの規定は、同年三月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 事業者は、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第六条第十八条号に掲げる作業（第一条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第六条第十八条号に掲げる作業に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

**第三条** 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十三年九月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一 新令第十八条第九号の十三、第十四条の二、新令第十八条第九号の十及び第十三条の二に掲げる物

二 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの

**第四条** 事業者は、新令第二十二条第七号に掲げる作業場（旧令第二十二条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。）については、平成二十四年三月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

**第五条** 第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年

3 2 筆 筆

政令第二百五十七号。次条において「旧改正令」という。(同号イに該当する物であつて、直径千五百ミリメートル未満のものに限る)並びに同条第一号に掲げる物二号及び第三号に掲げる物のうち、附則第一条に規定する規定の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

**第六条** 前条の規定により労働安全衛生法第五条の規定が適用されない物に対する旧改正令第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。  
**(罰則の適用に関する経過措置)**

**第七条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によるものに対する罰則は、

令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百九十五号）附則第三条及び労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四号）附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧改正令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用についても、前項と同様とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

政令第二百五十七号。次条において「旧改正令」という。) 附則第三条第一号に掲げる物(同号に該当する物であつて、直径千五百ミリメートル未満のものに限る。)並びに同条第三号に掲げる物のうち、附則第一条二号及び第三号に掲げる物のうち、附則第五十五条の規定は、適用しない。

ただし書に規定する規定の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は「労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。」

附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第七条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二十四年一月二十五日政令第一三号)  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十四年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。  
(経過措置)

**第二条** 第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(以下「旧改正令」という。)附則第三条各号に掲げる物のうち、この政令の施行の日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第五十五条の規定は、適用しない。

前項の規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用されない物に対する旧改正令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用については、なお従前の例による。

一部を改正する政令(平成十九年政令第二百八十一号)附則第三条、労働安全衛生法施行会等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百四十九号)附則第六条、労働安全衛生法施行

For more information about the study, please contact Dr. John Smith at (555) 123-4567 or via email at [john.smith@researchinstitute.org](mailto:john.smith@researchinstitute.org).

令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百九十五号）附則第三条及び労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四号）附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧改正令附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧改正令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条及び別表第九の規定の適用についても、前項と同様とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第三条** この政令の施行前にした行為並びに前条第二項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2	(経過措置)
3	事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。)については、平成二十六年九月三十日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。
4	次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十六年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
一	新令第十八条第十四号の十に掲げる物
二	新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの
事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場(旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。)については、平成二十六年九月三十日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。	

1	(施行期日)
2	この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。
3	第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。
4	附 則 (平成二十六年八月一〇日政令第二八八号)
5	(施行期日)
6	第一条 この政令は、平成二十六年十一月一日から施行する。
7	(経過措置)
8	第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第十八号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令第五十七条第一項の規定は、適用しない。)については、平成二十七年十月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。
9	第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十七年四月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
10	第四条 事業者は、新令第二十一条第七号及び第十号に掲げる作業場(旧令第二十一条第七号及び第十号に掲げる作業場に該当するものを除く。)については、平成二十九年十月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

1	(施行期日)
2	この政令による改正後の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物(この政令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物に該当するものを除く。)であつて、この政令の施行の日ににおいて現に存するものについては、平成二十九年八月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
3	附 則 (平成二十八年一月二日政令第三九四号)
4	(施行期日)
5	この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。
6	(経過措置)
7	第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第十八号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令第五十七条第一項の規定は、適用しない。)については、平成二十七年十一月一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。
8	第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十七年四月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
9	第四条 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場(旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。)については、平成二十九年十一月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

1	(施行期日)
2	この政令による改正後の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物(この政令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物に該当するものを除く。)であつて、この政令の施行の日ににおいて現に存するものについては、平成三十年十二月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
3	附 則 (平成三十一年四月六日政令第一五六号)
4	(施行期日)
5	この政令は、平成三十年六月一日から施行する。
6	(経過措置)
7	第二条 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六条第十八号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令第五十七条第一項の規定は、適用しない。)については、平成二十九年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。
8	第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十九年四月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
9	第四条 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場(旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。)については、平成二十九年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。

2 (罰則に関する経過措置)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年六月五日政令第一九号)
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成三十一年四月一〇日政令第一四九号)
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (令和二年四月二二日政令第一八号)
(施行期日)
1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。(作業主任者に関する経過措置)
2 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令第六条第十八号に掲げる作業に該当するものを除く。)については、令和四年三月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。
附 則 (令和二年一二月二日政令第三四〇号)
(施行期日)
1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。(経過措置)
2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物(この政令による改正前の労働安全衛生法施行令第十一条第一号及び第二号に掲げる物に該当するものを除く。)であつて、この政令の施行の日ににおいて現に存するものについては、令和三年六月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
附 則 (令和四年二月一八日政令第四三号)
(施行期日)
1 この政令は、令和四年三月一日から施行する。(経過措置)
2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第一条第三号ニ又はホに掲げる温水ボイラ(この政令による改

正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第一条第三号ニから今まで掲げるものに該当するものを除く。)であつて、この政令の施行の日前に製造され、又は製造に着手されたもの(労働安全衛生法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格又は安全装置等に係るものに限る。)に具備していないものに限る。)については、この政令の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、同法第四十二条(同号に掲げる機械等に係る制限等に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、適用しない。この場合において、当該温水ボイラーについては、新令第一条第三号に定めるボイラ(旧令第一条第四号に定める小型ボイラ)とみなすと、同法(第四十二条を除き、同法に基づく命令を含む。)の規定を適用する。
2 (譲渡等の制限等に関する経過措置)
1 第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令(次項において「新令」という。)第十三条第五項の表法別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法(次項において「法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。
(施行期日)
1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令(次項において「新令」という。)第九条の三第二号に掲げる設備(この政令による改正前の労働安全衛生法施行令(同項において「旧令」という。)第九条の三第二号に掲げる設備に該当するものを除く。)であつて、この政令の施行の日に該当するものを除く。)に係る労働安全衛生法第三十一条の二に規定する作業に係る仕事で、おいて現に存するものについては、令和三年六月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
附 則 (令和四年二月一八日政令第四三号)
(施行期日)
1 この政令は、令和四年三月一日から施行する。
2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第一条第三号ニ又はホに掲げる温水ボイラ(この政令による改

正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第一条第三号ニから今まで掲げるものに該当するものを除く。)であつて、この政令の施行の日前に製造され、又は製造に着手されたもの(労働安全衛生法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格又は安全装置等に係るものに限る。)に具備していないものに限る。)については、この政令の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、同法第四十二条(同号に掲げる機械等に係る制限等に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、適用しない。この場合において、当該温水ボイラーについては、新令第一条第三号に定めるボイラ(旧令第一条第四号に定める小型ボイラ)とみなすと、同法(第四十二条を除き、同法に基づく命令を含む。)の規定を適用する。
2 (譲渡等の制限等に関する経過措置)
1 第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令(次項において「新令」という。)第十十三条第五項の表法別表第二第十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法(次項において「法」という。)第四十二条の規定は、適用しない。
(施行期日)
1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令(次項において「新令」という。)第九条の三第二号に掲げる設備(この政令による改正前の労働安全衛生法施行令(同項において「旧令」という。)第九条の三第二号に掲げる設備に該当するものを除く。)であつて、この政令の施行の日に該当するものを除く。)に係る労働安全衛生法第三十一条の二に規定する作業に係る仕事で、おいて現に存するものについては、令和三年六月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
附 則 (令和五年九月六日政令第二七六年号)
(施行期日)
1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (令和五年九月六日政令第二七六年号)
(施行期日)
1 この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。
別表第一 関係
一 爆発性の物
1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の硝酸工芸物類
2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物
3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物
4 過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物
5 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物

一 発火性の物
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和五年三月二三日政令第六九号)
(施行期日)
1 この政令は、令和五年十月一日から施行する。
(経過措置)
2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第一条第三号ニ又はホに掲げる温水ボイラ(この政令による改



十三	自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務（臨時に行なう業務を除く。次号から第十六号までにおいて同じ。）
十四	鉛化合物を含有する種類を用いて行なう施種又は当該施種を行なつた物の焼成の業務
十五	鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう絵付け又は当該絵付けを行なつた物の焼成の業務（筆若しくはスタンプによる絵付け又は局所排気装置若しくは排気筒が設けられている焼成窯による焼成の業務で、厚生労働省令で定めるものを除く。）
十六	溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務
十七	動力を用いて印刷する工程における活字の文選、植字又は解版の業務
十八	前各号に掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務（第九号に掲げる業務を除く。）
十九	備考
二十	別表第五 四アルキル鉛等業務（第六条、第二十条関係）
二十一	別表第六 酸素欠乏危険場所（第六条、第二十一条関係）
二十二	別表第六の二 有機溶剤（第六条、第二十一条関係）

三	前二号に掲げる業務に用いる機械又は装置の修理、改修、分解、解体、破壊又は移動を行なう業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）
四	四アルキル鉛及び加鉛ガソリン（四アルキル鉛を含有するガソリンをいう。）（以下「四アルキル鉛等」という。）によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備の内部における業務
五	四アルキル鉛等を含有する残さい物（廃液を含む。以下同じ。）を取り扱う業務
六	四アルキル鉛が入っているドラムかんその他の容器を取り扱う業務
七	四アルキル鉛を用いて研究を行なう業務
八	四アルキル鉛等により汚染されており、又は汚染されているおそれのある物又は場所における業務（第二号又は第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）
九	天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉、ホッパーその他の貯蔵施設の内部
十	木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉その他の通風が不十分な施設の内部
十一	天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
十二	天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
十三	天井、床若しくは周壁又は格納物が乾性油を含むペイントで塗装され、そのペイントが乾燥する前に密閉された地下室、倉庫、タンク、船倉その他通風が不十分な施設の内部
十四	アルキルベンゼン
十五	キシレン
十六	クロルベニゼン
十七	酢酸イソブチル
十八	酢酸エチル
十九	酢酸ノルマルーブチル
二十	酢酸ノルマルーブロピル
二十一	酢酸ノルマルーベンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）
二十二	酢酸メチル
二十三	削除
二十四	シクロヘキサン
二十五	シクロヘキサン
二十六	及び二十七 削除
二十七	酢酸メチル
二十八	一・二・ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
二十九	シクロヘキサン
三十	N・N-ジメチルホルムアミド
三十一	から三十三まで 削除
三十二	テトラヒドロフラン
三十三	一・一・トリクロルエタン
三十四	二硫化炭素
三十五	ノルマルヘキサン
三十六	トルエン
三十七	二・二・ブタノール
三十八	メタノール
三十九	メチルエチルケトン
四十	メチルシクロヘキサン
四十一	メチルシクロヘキサン
四十二	メチルシクロヘキサン
四十三	メチルシクロヘキサン
四十四	メチルシクロヘキサン
四十五	メチルシクロヘキサン
四十六	メチルシクロヘキサン
四十七	メチルシクロヘキサン
四十八	ガソリン
四十九	コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
五十	石油エーテル
五十一	石油ナフサ

四	相当期間密閉されていた鋼製のボイラ、タンク、反応塔、船倉その他その内壁が酸化されやすい施設（その内壁がステンレス鋼製のもの又はその内壁の酸化を防止するために必要な措置が講ぜられているものを除く。）の内部
五	石炭、亜炭、硫化鉄、鋼材、くず鉄、原木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉その他その他の貯蔵施設の内部
六	木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉その他の貯蔵施設の内部
七	木、チップ、乾性油、魚油その他空気中の酸素を吸収する物質を入れてあるタンク、船倉その他の貯蔵施設の内部
八	エチレンクリコールモノノルマルーブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
九	エチレンクリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
十	オルトージクロルベンゼン
十一	キシレン
十二	クロゾール
十三	クロルベニゼン
十四	削除
十五	酢酸イソブチル
十六	酢酸イソブロピル
十七	酢酸イソベンチル（別名酢酸イソアミルマラーベンチル）
十八	酢酸エチル
十九	酢酸ノルマルーブチル
二十	酢酸ノルマルーブロピル
二十一	酢酸ノルマルーベンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）
二十二	酢酸メチル
二十三	削除
二十四	シクロヘキサン
二十五	シクロヘキサン
二十六	及び二十七 削除
二十七	酢酸メチル
二十八	一・二・ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
二十九	シクロヘキサン
三十	テトラヒドロフラン
三十一	から三十三まで 削除
三十二	メチルシクロヘキサン
三十三	一・一・トリクロルエタン
三十四	二硫化炭素
三十五	ノルマルヘキサン
三十六	トルエン
三十七	二・二・ブタノール
三十八	メタノール
三十九	メチルエチルケトン
四十	メチルシクロヘキサン
四十一	メチルシクロヘキサン
四十二	メチルシクロヘキサン
四十三	メチルシクロヘキサン
四十四	メチルシクロヘキサン
四十五	メチルシクロヘキサン
四十六	メチルシクロヘキサン
四十七	メチルシクロヘキサン
四十八	ガソリン
四十九	コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
五十	石油エーテル
五十一	石油ナフサ

八	エチレンクリコールモノノルマルーブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
九	エチレンクリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
十	オルトージクロルベンゼン
十一	キシレン
十二	クロゾール
十三	クロルベニゼン
十四	削除
十五	酢酸イソブチル
十六	酢酸イソブロピル
十七	酢酸イソベンチル（別名酢酸イソアミルマラーベンチル）
十八	酢酸エチル
十九	酢酸ノルマルーブチル
二十	酢酸ノルマルーブロピル
二十一	酢酸ノルマルーベンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）
二十二	酢酸メチル
二十三	削除
二十四	シクロヘキサン
二十五	シクロヘキサン
二十六	及び二十七 削除
二十七	酢酸メチル
二十八	一・二・ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
二十九	シクロヘキサン
三十	テトラヒドロフラン
三十一	から三十三まで 削除
三十二	メチルシクロヘキサン
三十三	一・一・トリクロルエタン
三十四	二硫化炭素
三十五	ノルマルヘキサン
三十六	トルエン
三十七	二・二・ブタノール
三十八	メタノール
三十九	メチルエチルケトン
四十	メチルシクロヘキサン
四十一	メチルシクロヘキサン
四十二	メチルシクロヘキサン
四十三	メチルシクロヘキサン
四十四	メチルシクロヘキサン
四十五	メチルシクロヘキサン
四十六	メチルシクロヘキサン
四十七	メチルシクロヘキサン
四十八	ガソリン
四十九	コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
五十	石油エーテル
五十一	石油ナフサ

五十三	石油ベンジン テレビン油
五十四	ミネラルスピリット（ミネラルシンナ 一、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピ リット及びミネラルターベンを含む。）
五十五	前各号に掲げる物のみから成る混合物 建設機械（第十条、第十三条、第二十 一条関係）
五十六	整地・運搬・積込み用機械
五十七	ブル・ドーザー
五十八	モータードレーダー
五十九	トラクター・ショベル
六十	ダリ積機
六十一	スクレーパー
六十二	スクレーパードーザー
六十三	1から6までに掲げる機械に類するもの として厚生労働省令で定める機械
六十四	掘削用機械
六十五	パワードラグ・ショベル
六十六	ドライライン
六十七	クラムシエル
六十八	バケット掘削機
六十九	トレーナー
七十	1から6までに掲げる機械に類するもの として厚生労働省令で定める機械
七十一	基礎工事用機械
七十二	くい打機
七十三	アースドリル
七十四	リバース・サーキュレーシヨン・ドリル
七十五	せん孔機（チュービングマシンを有する ものに限る。）
七十六	アース・オーガー
七十七	ペーパードレーン・マシン
七十八	1から7までに掲げる機械に類するもの として厚生労働省令で定める機械
七十九	締固め用機械
八十	ローラー
八十一	1に掲げる機械に類するものとして厚生 労働省令で定める機械
八十二	コンクリート打設用機械
八十三	コンクリートポンプ車
八十四	1に掲げる機械に類するものとして厚生 労働省令で定める機械
八十五	解体用機械
八十六	ブレーカー

二	1に掲げる機械に類するものとして厚生 労働省令で定める機械
三	わく組足場用の部材 建わく（簡易わくを含む。）
四	交さ筋かい
五	布わく
六	床付き布わく
七	持送りわく
八	二 布板一側足場用の布板及びその支持金具 三 移動式足場用の建わく（第一号の1に該当 するものを除く。）及び脚輪
九	四 繼手金具
十	五 わく組足場用の脚柱ジョイント わく組足場用の建わくのアームロツク 単管足場用の単管ジョイント
十一	六 緊結金具
十二	七 直交型クランプ 自在型クランプ
十三	八 ベース金具 固定型ベース金具
十四	九 ジヤツキ型ベース金具
十五	一〇 二十の四 三一アミノ-N-エチルカルバゾ ール
十六	一一 四一アミノ-六-ターシャリーブチル 二十二 四一アミノ-一-ニ-四-トリアジン 二十三 三一アミノ-一H-一-ニ-四-トリ アゾール（別名アミトロール）
十七	二四 四一アミノ-三-五-六-トリクロロ ピリジン-二-カルボン酸（別名ピクロラ ム）
十八	二四の二 (S)-二-アミノ-三-「四- 〔ビス(二-クロロエチル)アミノ〕フェニ ル」プロパン酸（別名メルファラン）
十九	二四の三 「二-アミノ-四-「ヒドロキシ (メチル)ホスホリル」ブタン酸及びそのア ンモニウム塩
二十	二十五 二-アミノピリジン
二十一	二五の二 三-アミノ-一-プロパン
二十二	二十五の三 四-アミノ-一-ベータ-D-リ ボフランシル-一-三-五-トリアジン-二 (H)-オ
二十三	二六 二十八 アリルアルコール
二十四	二九 二十八 一-アリルオキシ-二-三-エポキシ プロパン
二十五	三十 二十九 アリル水銀化合物
二十六	三〇 二十九 アジ化ナトリウム
二十七	三一 二十九 アジ化ナトリウム
二十八	三二 二十九 アジ化ナトリウム
二十九	三三 二十九 アジ化ナトリウム
三十	三四 二十九 アジ化ナトリウム
三十一	三五 二十九 アジ化ナトリウム

三十二	アセトアルデヒド
三十三	アルキルアルミニウム化合物
三十四	アルフルーバー
三十五	アルフルーバー
三十六	アルフルーバー
三十七	アルミニウム及びその水溶性塩
三十八	アンチモン及びその化合物
三十九	アンモニア
四十	二十九の二 石綿（第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）
四十一	イソシアヌロビリルアミド
四十二	イソブレン
四十三	イソシアヌロビリルアミド
四十四	イソシアヌロビリルアミノホスホン酸O エノール（別名ビスフェノールA）
四十五	イソブリウムアミン
四十六	イソブロピルエーテル
四十七	削除
四十八	イソベンチルアルコール（別名イソア ミルアルコール）
四十九	イソホロン
五十	一塩化硫黄
五十一	一酸化炭素
五十二	一酸化二窒素
五十三	イソトリウム及びその化合物
五十四	イブシロン-カブロラクタム
五十五	イブプロフェン
五十六	二-イミダゾリジンチオ
五十七	二-四-四-(四-イミノシクロヘキサ -二-五-ジエニリデンメチル)ジアニリン

五十八	アセチルアセトン
五十九	アセチルアセトン
六十	アセチルアセトン
六十一	アセチルアセトン
六十二	アセチルアセトン
六十三	アセチルアセトン
六十四	アセチルアセトン
六十五	アセチルアセトン
六十六	アセチルアセトン
六十七	アセチルアセトン
六十八	アセチルアセトン
六十九	アセチルアセトン
七十	アセチルアセトン
七十一	アセチルアセトン
七十二	アセチルアセトン
七十三	アセチルアセトン
七十四	アセチルアセトン
七十五	アセチルアセトン
七十六	アセチルアセトン
七十七	アセチルアセトン
七十八	アセチルアセトン
七十九	アセチルアセトン
八十	アセチルアセトン
八十一	アセチルアセトン
八十二	アセチルアセトン
八十三	アセチルアセトン
八十四	アセチルアセトン
八十五	アセチルアセトン
八十六	アセチルアセトン
八十七	アセチルアセトン
八十八	アセチルアセトン
八十九	アセチルアセトン
九十	アセチルアセトン
九十一	アセチルアセトン
九十二	アセチルアセトン
九十三	アセチルアセトン
九十四	アセチルアセトン
九十五	アセチルアセトン
九十六	アセチルアセトン
九十七	アセチルアセトン
九十八	アセチルアセトン
九十九	アセチルアセトン
一百	アセチルアセトン



百五十九の二 一 クロロ一四 (トリクロメチル) ベンゼン  
百六十の三 クロロトリフルオロエタン (別名 H C F C 一三三)  
百五十一 二一クロロ一・二一トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル (別名エンフルラン)  
百五十二 一ークロロ一一ニトロプロパン  
百五十二の二 二ークロロニトロベンゼン  
百五十三 クロロピクリン  
百五十三の二 三一 (六ークロロピリジンー三ーイルメチル) 一ー・三ーチアゾリジンー二ーイリデンシアナミド (別名チアクロブリド)  
百五十三の三 四ー「四ー (四ークロロフェニル) ー四ーヒドロキシピペリジンーーイル」ーー (四ーフルオロフェニル) ブタン  
百五十四 オン (別名ハロペリドール)  
百五十五 クロロフェノール  
百五十五の二 二ークロロー・三ー「ブタジエン  
百五十五の三 二ークロロ一一プロパノール  
百五十五の四 三ークロロー・二ープロパン  
百五十六 ジオール  
百五十七 二ークロロプロピオン酸  
百五十八 リル  
百五十九 クロロベンゼン  
C F C 一一五)  
百六十 クロロホルム  
百六十一 クロロメタタン (別名塩化メチル)  
百六十二 四ークロローーメチルアニリン及びその塩酸塩  
百六十二の二 Oー三ークロロー四ーメチル  
O、O'ージエチル ホスホロチオアート  
百六十二の三 一ークロローーメチルーー  
プロペン (別名ーークロロイソブチレン)  
百六十三 クロロメチルメチルエーテル  
百六十六 軽油  
百六十七 ゲルマン  
百六十八 鉱油  
百六十九 五塩化りん

百七十一	固形バラフィン	
百七十二	五酸化バナジウム	
百七十三	コバルト及びその化合物	
百七十四	五弗化臭素	
百七十五	コールタールナフサ	
百七十六	百七十 百七十七 酢酸	
百七十七	酢酸エチル	
百七十八	酢酸一・三ジメチルブチル	
百七十九	酢酸ビニル	
百八〇 タミン D(三)	百八十一 酢酸ブチル	
百八二	酢酸プロピル	
百八三	酢酸ベンジル	
百八四	酢酸ペンチル (別名酢酸アミル)	
百八五	酢酸マンガン (II)	
百八六	酢酸メチル	
百八七	サチライシン	
百八八	百八十六の二 三塩化ほう素	
百八九	百八十七の二 三塩化ほう素	
百九〇	百八十八 酸化亜鉛	
百九一	百八十九 削除	
百九二	百九十九 酸化カルシウム	
百九三	百九十一 酸化チタン (IV)	
百九四	百九十二 酸化鉄	
百九五	百九十三 一・二一二酸化ブチレン	
百九六	百九十四 酸化ブロピレン	
百九七	百九十五 酸化メチル	
百九八	百九十六 三酸化二ほう素	
百九九	百九十七 三臭化ほう素	
百九〇	百九十八 三弗化ほう素	
百九一	百九十九 三弗化塩素	
百九二	二百一の二 二二二 二二二 二二三 二二四 二二五 二二六 二二七 二二八 二二九 テル	二百一 次亜塩素酸カルシウム 二二一 N-N-ジシアセチルベンジジン 二二二 ニシアノアクリル酸メチル 二二三 ジアゼトナルコール 二二四 シアナミド 二二五 二二二シアノアクリル酸エチル 二二六 二二一シアノアクリル酸メチル 二二七 デジアゼトナルコール 二二八 デジアゾメタン 二二九 四・四、一ジアミノジフェニルエチル 二二九 四・四、一ジアミノジフェニルフルフ

二百四十九の二	N・N-ジエチル亜硝酸アミド
二百二十九の二	二-(ジエチルアミノ)エタノール
二百二十一の二	ジエチルアミン
二百二十一の二	ジエチル-四-クロルフェニルメタル
二百二十二の二	ジエチルケトン
二百二十二の三	ジエチル-(一・三-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド
二百二十二の四	ジエチルスチルベストロール
(別名スチルベストロール)	
二百二十三	ジエチル-パラ-ニトロフェニル
チオホスフェイト(別名パラチオン)	
二百二十四	一・二-ジエチルヒドロジン
二百二十四の二	N-N-ジエチルヒドロキシリアルアミン
二百二十四の三	ジエチルホスホクロリドチオネート
二百二十四の四	ジエチレングリコールモノブチルエーテル
二百二十四の五	ジエチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルカルビドトール)
二百二十五	ジエチレントリアミン
二百二十六	四塩化炭素
二百二十七	一・四-ジオキサン
二百二十八	一・四-ジオキサン-二・三-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)O-O-

二百二十九 一・三一ジオキソラン  
二百二十九の二 二一(一・三一ジオキソラン  
「二一イル」) 一フェニル-N-メチルカルバン  
メート  
二百二十九の三 シクロスボリン  
二百三十 シクロヘキサノール  
二百三十一 シクロヘキサノン  
二百三十二 シクロヘキサン  
二百三十二の二 シクロヘキシミド  
二百三十三 シクロヘキシルアミン  
二百三十四 二一シクロヘキシリビフェニル  
二百三十五 シクロヘキセン  
二百三十六 シクロペンタジエニルトリカルボ  
ニルマンガン  
二百三十七 シクロペンタジエン  
二百三十八 シクロペンタン  
二百三十八の二 シクロホスフアミド及びその  
一水和物  
二百三十八の三 二・四一ジクロルフェニル  
四、ニトロフェニルエーテル(別名N-I  
P)  
二百三十九 ジクロロアセチレン  
二百四十 ジクロロエタン  
二百四十一 ジクロロエチレン  
二百四十の二 四・四、一(二・二一ジクロ  
ロエタン一一・一ジイル)ジ(クロロベンゼ  
ン)  
二百四十の三 ジクロロエチルホルマール  
二百四十一 ジクロロエチレン  
二百四十三 ジクロロジフルオロメタン(別名  
CFC一二二)  
二百四十四 一・三一ジクロロ一五・五一ジメ  
チルイミダゾリジン一一・四一ジオン  
二百四十五 三・五一ジクロロ一二・六一ジメ  
チル一四一ピリジノール(別名クロピドー  
ル)  
二百四十六 ジクロロテトラフルオロエタン  
(別名CFC一一四)

二百四十七	二・二・一ジクロロ一・一・一
トリフルオロエタン (別名 H C F C )	一二
三百三	一百四十八 一・一・一ジクロロ一・ニトロエ
ターン	一百四十八の二 一・四・一ジクロロ一・ニト
ロベンゼン	一百四十八の四 二・二・一ジクロロ一・ニト
ヒドロキシ一 (ヒドロキシメチル)	一百四十九の三 二・四・一ジクロロ一・ニト
アミド (別名クロラムフェニコール)	一百四十九 三・一 (三・四・一ジクロロフェニル) 一・一ジメチル尿素 (別名ジウロ)
二百四十九の二 (R S) 一・三・一 (三・五・ジクロロフェニル) 一・五・メチル一・五・ビニル (別名ビンクログリジン)	二百四十九の三 二・四・一ジクロロフェニル) 一・一メトキシ一・メチル尿素 (別名ニユロン)
二百五十二の二・四・一ジクロロフェニル尿素 (別名ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム)	二百五十二の三・三・一 (三・四・一ジクロロフェニル) 一・一メトキシ一・メチル尿素 (別名ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロロラップ)
二百五十三の二 (R S) 一・一 (二・四・一ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジクロロフルオロメタン (別名 H C F C )	二百五十三の二・二・四・一ジクロロプロパン (別名マロノニトリル)
二百五十四の二・二・一・一ジクロロプロピオン酸	二百五十四 一・二・一・一ジクロロプロパン
二百五十六の二・三・一ジクロロプロペーン	二百五十六 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
二百五十九の二・ジシアノメタン (別名マロノニトリル)	二百五十九 ジシアノ
二百五十九の二・ジシクロペンタジエニル鉄	二百五十九 ジシクロペンタジエニル鉄
二百六十一の二・ジシクロペンタジエニル	二百六十一 ジシクロペンタジエニル
二百六十二の二・六・一ジーターシヤリーブチル	二百六十二 二・六・一ジーターシヤリーブチル
一四・一ケレゾール	一四・一ケレゾール
二百六十三の二・一・三・一ジチオラン (別名イリデノマロン酸ジイソブロビル)	二百六十三の二・一・三・一ジチオラン (別名イリデノマロン酸ジイソブロビル (別名イソブロチオラン)

二百六十四	ジチオリン酸 O・エチル一O・
トブロビル (別名スルプロホス)	(四・メチルチオフェニル) -S-ノルマル
三百六十五	二百六十五 ジチオリン酸 O・O・ジエチル
ターン	S- (二・エチルチオエチル) (別名ジスルホトン)
三百六十六	二百六十六 ジチオリン酸 O・O・ジエチル
エチルチオメチル (別名ホレート)	S-エチルチオメチル (別名ホレート)
三百六十七	二百六十六の二・ジチオリン酸 O・O・ジエチル
ジフエニルエチル (別名ホレート)	二百六十七 ジチオリン酸 O・O・ジエチル
三百六十八	二百六十八の二・ジチオリン酸 O・O・ジエチル
ジフエニルエチル (別名ホレート)	二百六十八の二・ジチオリン酸 O・O・ジエチル
三百六十九	二百六十九 ジチオリン酸 O・O・ジエチル
ジフエニルエチル (別名ホレート)	二百六十九 ジチオリン酸 O・O・ジエチル
三百七十	二百七十 ジチオリン酸 O・O・ジエチル
ジフエニルエチル (別名ホレート)	二百七十 ジチオリン酸 O・O・ジエチル
三百七十一	二百七十一 ジナトリウム II
ジメチル一四・一 (【四】(四・メチルフェニル) スルホニル) アゾ	二百七十一 ジナトリウム II
ジメチルフェニル) アゾ	二百七十一 ジナトリウム II
三百七十二	二百七十二 ジナトリウム II
ジメチル一四・一 (【四】(四・メチルフェニル) スルホニル) アゾ	二百七十二 ジナトリウム II
ジメチル一四・一 (【四】(四・メチルフェニル) スルホニル) アゾ	二百七十二 ジナトリウム II
三百七十三	二百七十三 ジニトロベンゼン
ジメチルエトキシシラン (別名ボンソーワン)	二百七十三の二・二・四・ジニトロトルエン
三百七十四	二百七十四 二・一 (ジ・ノルマル一ブチルアミノ) エタノール

三百七十五	二百七十五の二・ジビニルスルホン (別名ビニルスルホン)
三百七十六	二百七十六 ジビニルベンゼン
三百七七	二百七十七 ジフェニルアミン
三百七八	二百七十八の二・五・五・ジフェニル一一・四・イミダゾリジンジオン
三百七九	二百七十九 一・二・一ジプロモエタン (別名 E D B )
三百八十	二百八十一 一・二・一ジプロモエタン (別名 E D B )
三百八十一	二百八十一 一・二・一ジプロモジフルオロメタン
三百八十二	二百八十一の二・ジベンゾ「a・j」アクリラセセン
三百八十三	二百八十二 デベンゾイルペルオキシド
三百八十四	二百八十四 N・N-ジメチルアセトアミド
三百八十五	二百八十五 N・N-ジメチルアミニル (別名メチルパラチオニル) 安息香酸メチル (別名スルホメチル)
三百八十六	二百八十六 「四・【四】(ジメチルアミノ) フェニル」 (エチル) (三・スルホナトベニジル) アンモニウムナトリウム塩 (別名ベンジルバイオレット四 B )
三百八十七	二百八十七の二 N・N-ジスチルエチルアミン
三百八十八	二百八十八 ジメチルエチルメタルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメタントン)
三百八十九	二百八十九 ジメチルエトキシシラン
三百九十	二百九十九 ジメチル一四・一 (【四】(ジメチルホルムアミド) 二・三・一ナフタレンジスルホナート (別名 C I アシッドレッド)
三百九十一	三百九十一 (二・メチル一四・一 (【四】(ジメチルホルムアミド) 二・三・一ナフタレンジスルホナート (別名 C I アシッドレッド)
三百九十二	三百九十二の二・O・O・ジメチルジルフィド (別名 D E P )
三百九十三	三百九十三 N・N-ジメチルニトロソアミンチオホスフェイト (別名メチルパラチオニル)
三百九十四	三百九十四 ジメチル一パラニトロフェニル (別名スルホメチルヒドロジン)
三百九十五	三百九十五 ジメチルヒドロジン
三百九十六	三百九十六 一・一・一ジメチル一四・四・一ビビリジニウム塩
三百九十七	三百九十七 (二・六・一ジメチル一【四】(ジメチルホルムアミド) 二・三・一ナフタレンジスルホナート (別名スルホメチルヒドロジン)
三百九十八	三百九十八 N・N-ジメチルホルムアミド
三百九十九	三百九十九 (二 R・三 R) 一・二・一・二・一ジメチル一三・一フランニル) メチル
三百三十	三百三十 (二・メチル一【四】(ジメチルホルムアミド) 二・三・一フランニル) メチル
三百九十九の二・一・二・一ジメトキシエタン	三百九十九の二・一・二・一ジメトキシエタン
三百一	三百一 臭化エチル
三百二	三百二 臭化水素
三百三	三百三 臭化メチル
三百四	三百四 しゅう酸
三百五	三百五 臭素
三百六	三百六 臭素化ビフェニル
三百七	三百七 硝酸
三百八	三百八 硝酸アンモニウム
三百九	三百九 硝酸ノルマル一ブロピル
三百十	三百十 硝酸リチウム
三百十一	三百十一 しよう脳
三百十二	三百十二 シラン
三百十三	三百十三 ジルコニウム化合物
三百十四	三百十四 人造鉱物繊維
三百十五	三百十五 水銀及びその無機化合物

三百三十七の二	炭酸リチウム
三百三十八	タンタル及びその酸化物
三百三十八の二	二二一(一・三・チアゾール) ルフェニル)一一メチルプロパンール 四一イル)
三百三十六	タリウム及びその水溶性化合物
三百三十七	タングステン及びその水溶性化 合物
三百三十九	水酸化ナトリウム
三百二十	水酸化カリウム
三百二十一	水素化カルシウム
三百二十二	水酸化セシウム
三百二十三	スチレン
三百二十四	削除
三百二十五	ステアリン酸ナトリウム
三百二十六	ステアリン酸鉛
三百二十七	ステアリン酸マグネシウム
三百二十八	ストリキニーネ
三百二十九	石油ナフサ
三百三十	石油エーテル
三百三十一	石油ベンジン
三百三十二	セスキ炭酸ナトリウム
三百三十二の二	セリル—L—セリル—L—パリル—L —セリル—L—グルタミル—L—イソロイシ ル—L—グルタミニル—L—ロイシル—L— メチオニル—L—ヒスチジル—L—アスペラ ギニル—L—ロイシルグリシル—L—リシル —L—ヒスチジル—L—ロイシル—L—アス パラギニル—L—セリル—L—メチオニル— L—グルタミル—L—アルギニル—L—パリ ル—L—グルタミル—L—トリプトフィル— L—ロイシル—L—アルギニル—L—リシル —L—リシル—L—ロイシル—L—グルタミ ニル—L—アスペラチル—L—バリル—L— ヒスチジル—L—アスペラギニル—L—フエ ニルアラニン(別名テリパラチド)
三百三十三	セレン及びその化合物
三百三十三の二	ダイオキシン類(別表第三第 一号3に掲げる物に該当するものを除く。)
三百三十四の二	二一ターシヤリーブチルイミノ 三一イソプロピル—五—フェニルテトラヒド ロ—四H—一・三・五一チアジアジン—四 オン(別名ブロフェジン)
三百三十八	タンタル及びその酸化物

三百三十八の三 二一チオキソ—三・五一ジメ  
チルテトラヒドロ—二H—・三・五一チア  
ジアン（別名ダズメット）  
三百三十九 チオジ（バラーフェニレン）—ジ  
オキシ—ビス（チオホスホン酸）O・O・O・  
O、—Q、—テトラメチル（別名テメホス）  
三百四十一 チオ尿素  
三百四十二 四・四、—チオビス（六一ターシ  
ヤリ—ブチル—三—メチルフェノール）  
三百四十三 チオフェノール  
—（二—イソプロピル—六—メチル—四—ビ  
リミジニル）（別名ダイアジノン）  
三百四十四 チオりん酸O・O—ジエチル—エ  
チルチオエチル（別名ジメトン）  
三百四十五 チオりん酸O・O—ジエチル—O  
—（六—オキソ—一フエニル—一—六—ジ  
ヒドロ—三—ビリダジニル）（別名ピリダフ  
エンチオン）  
三百四十六 チオりん酸O・O—ジエチル—O  
—（三・五・六—トリクロロ—二—ピリジ  
ル）（別名クロルピリホス）  
三百四十六の二 チオりん酸O・O—ジエチル  
—O—（二—ピラジニル）（別名チオナジン）  
三百四十七 チオりん酸O・O—ジエチル—O  
—「四—（メチルスルフィニル）フェニル」  
（別名フエンスルホチオ）  
三百四十八 チオりん酸O・O—ジエチル—O  
—（二・四・五—トリクロロフェニル）（別  
名ロロンル）  
三百四十九 チオリん酸O・O—ジメチル—O  
—（三—メチル—四—ニトロフェニル）（別  
名フェニートロチオ）  
三百五十 チオリん酸O・O—ジメチル—O  
（三—メチル—四—メチルチオフェニル）（別  
名フエンチオ）  
三百五十一 デカボラン  
三百五十二 鉄水溶性塩  
三百五十三 一・四・七・八—テトラアミノア  
ントラキノン（別名ジスパースブルー）  
三百五十四 テトラエチルチウラムジスルフィ  
ド（別名ジスルフィラム）  
三百五十五 テトラエチルピロホスフエイト  
（別名TEPP）  
三百五十六 テトラエトキシシラン  
三百五十七 一・一・二—二—テトラクロロエ  
タン（別名四塩化アセチレン）

三百五十八	N—(—・—・—・—テトラク
三百五十九	ロロエチルチオ) —一・二・三・六—テトラ
三百六十	ヒドロタルイミド(別名キヤプタフオル
三百六十一	三百五十九 テトラクロロエチレン(別名パ
(別名CFC—一・一・一)	クロルエチレン)
三百六十二	三百六十二 テトラクロロナフタレン
三百六十三	三百六十三 一・二・三・四—テトラクロロベ
三百六十四	三百六十四 テトラナトリウム  三、三、
〔(三・三、—ジメチル—四・四、—ビフェニ	〔(三・三、—ジメチル—四・四、—ビフェニ
リレン)ビス(アゾ)〕ビス「五一アミノ	リレン)ビス(アゾ)〕ビス「五一アミノ
四—ヒドロキシ—・七—ナフタレンジスル	四—ヒドロキシ—・七—ナフタレンジスル
ホナート」(別名トリパンブルー)	ホナート」(別名トリパンブルー)
三百六十五	三百六十五 テトラナトリウム  三、三、
〔(三・三、—ジメトキシ—四・四、—ビフェニ	〔(三・三、—ジメトキシ—四・四、—ビフェニ
リレン)ビス(アゾ)〕ビス「五一アミノ	リレン)ビス(アゾ)〕ビス「五一アミノ
一四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジス	一四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジス
ルホナート」(別名C—Iダイレクトブルー十	ルホナート」(別名C—Iダイレクトブルー十
五)	五百六十六 テトラニトロメタン
三百六十七	三百六十七 テトラヒドロフラン
三百六十七の二	三百六十七の二 テトラヒドロメチル無水フタ
ル酸	ル酸
三百六十八	三百六十八 テトラフルオロエチレン
三百六十八の二	三百六十八の二 ニトロエチレン
二	二
三百六十八の二	三百六十八の二 ニトロエチレン
二	二
三百六十八の二	三百六十八の二 ニトロエチレン
二	二
三百六十八の二	三百六十八の二 ニトロエチレン
二	二
三百六十九	三百六十九 テトラブロモエチレン
三百七十	三百七十 テトラブロモエチレン
三百七十一	三百七十一 テトラメチルこはく酸ニトリル
三百七十二	三百七十二 テトラメチルチウラムジスルフィ
ド(別名チウラム)	ド(別名チウラム)
三百七十二の二	三百七十二の二 テトラメチル尿素
三百七十三	三百七十三 テトラメトキシシラン
三百七十四	三百七十四 テトリル
三百七十五	三百七十五 テルフェニル
三百七十六	三百七十六 テルル及びその化合物
三百七十七	三百七十七 テレビン油
三百七十八	三百七十八 テレファタル酸
三百七十九	三百七十九 銅及びその化合物

三百八十八	灯油																		
三百八十九	（二）（一、S-トランスク）—七—ク ロロ—一、・四、六—トリメトキシ—六、  メチルスビロ「ベンゾフラン」—（三H）・ 一、一ンクロヘキサ—一、 エニ】—三・ 四、一ジオン（別名グリセオフルビン） 三百九〇	（三H）・ ミド（別名チオテペ） 三百九一	（別名クロラール） 三百九二	トリエタノールアミン 三百九三	トリウムリビス（エタンジオア ート） 三百九四	トリエタノールアミン 三百九五	トリエチルアミン 三百九六	トリエチレン 三百九七	トリエチレンチオホスホルア ミド（別名チオテペ） 三百九八	（別名クロラール） 三百九九	トリクロロエタン 三百九十	トリクロロエチレン 三百九十一	トリクロロフルオロメタン（別名 CFC—一） 三百九十二	一・二・三—トリクロロブロパン 三百九十三	一・二・四—トリクロロベンゼン 三百九十四	トリクロロメチルスルフエニル   クロリド 三百九十五	N—（トリクロロメチルチオ）— 一・二・三・六—トラヒドロタルイミド (別名キヤプタン) 三百九十六	トリシクロヘキシルズズヒドロ キシド 三百九十七	一・三・五—トリス（二・三—エ ボキシプロピル）—一・三・五—トリアジン





五百六十七 N-メチルアミノホスホン酸O-  
(四-ターシャリーブチル-二-クロロフェ  
ニル)-O-メチル(別名クルホメート)  
五百六十八 メチルアミン  
五百六十九の二 メチルイソブチルケトン  
五百六十九の二 メチルイソブロペニルケトン  
五百七十 メチルエチルケトン  
五百七十一 N-メチルカルバミン酸二-イソ  
プロピルオキシフェニル(別名プロポキス  
ル)  
五百七十二 N-メチルカルバミン酸二-三-  
ジヒドロ-一-、二-ジメチル-七-ベンゾ  
[**b**] フラニル(別名カルボフラン)  
五百七十三 N-メチルカルバミン酸二-セカ  
ンダリープチルフェニル(別名フェノブカル  
ブ)  
五百七十三の二 メチル=カルボノクロリダ  
ート  
五百七十四 メチル=カルボノクロリダ  
(四-六-ジメトキシ)-一-ビリミジニルカ  
ルバモイルスルファモイル)-一-メチルピ  
ラゾール-四-カルボキシラート(別名ハロ  
スルフロンメチル)  
五百七十五 メチルシクロヘキサン  
五百七十六 メチルシクロヘキサン  
五百七十七 ニ-メチルシクロペントジエニル  
トリカルボニルマンガン  
五百七十七の二 N-メチルジチオカルバミン  
酸(別名カーバム)  
五百七十八 ニ-メチル-四-六-ジニトロフ  
エノール  
五百七十九 ニ-メチル-三-五-ジニトロベ  
ンズアミド(別名ジニトルミド)  
五百七十九の二 メチル-N-、N-ジメチ  
ル-N-(メチルカルバモイル)オキシシ  
ミル)  
五百八十 メチル-ターシャリーブチルエーテ  
ル(別名M T B E)  
五百八十一 五一メチル-一-二-四-トリニア  
ゾロ[三・四-b]ベンゾチアゾール(別名  
トリシンクラゾール)  
五百八十二 二-メチル-四-(一-トリルア  
ゾ)アニリン  
五百八十二の二 メチルナフタレン

五百八十二の三 ニーメチル—五—ニトロアントラ  
 リン  
 五百八十三 ニ—メチル—ニ—ニトロソカルバ  
 キノン  
 五百八十四 N—メチル—N—ニトロソカルバ  
 ミン酸エチル  
 五百八十四の二 N—メチル—N—ニトロソ  
 尿素  
 五百八十四の三 N—メチル—N—ニトロ—  
 N—ニ—ニトロソグアニジン  
 五百八十五 メチル—ノルマル—ブチルケトン  
 五百八十六 メチル—ノルマル—ベンチルケ  
 トン  
 五百八十七 メチルヒドラジン  
 五百八十八 メチルビニルケトン  
 五百八十八の二 三—(ニ—メチル—ニ—ピロ  
 リジニル) ピリジン硫酸塩 (別名ニコチン硫  
 酸塩)  
 五百八十八の三 N—メチル—ニ—ピロリドン  
 五百八十九 一—【ニ—メチルフェニル】アン  
 ゴー】—ニ—ナフトール (別名オイルオレンジ  
 SS)  
 五百八十九の二 三—メチル—ニ—(プロパン  
 —二—イル) —H—ピラゾール—五—イル  
 ニジメチルカルバマート  
 五百九十 メチルプロピルケトン  
 五百九十一の二 メチル—(四—プロム—ニ・五  
 —ジクロルフェニル)—チオノベンゼンホス  
 ホネイド  
 五百九十一 五—メチル—ニ—ヘキサノン  
 五百九十一の二 メチルニベンゾイミダゾール  
 ニ—イルカルバマート (別名カルベンダジ  
 ム)  
 五百九十二 四—メチル—ニ—ベンタノール  
 五百九十三 ニ—メチル—ニ—四—ベンタンジ  
 オール  
 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド  
 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル  
 五百九十四 N—メチルホルムアミド  
 五百九十五 S—メチル—N—(メチルカルバ  
 モイルオキシ) チオアセチミデート (別名メ  
 ソミル)  
 五百九十五の二 二—メチル—ニ—四—(メ  
 チルチオ) フェニル]—ニ—モルホリノー—  
 ブロパノン  
 五百九十五の三 七—メチル—ニ—メチレン—  
 一・六—オクタジエン

五百九十六 メチルメタルカプタン  
 五百九十七 四・四、一メチレンジニアニリン  
 五百九十八 メチレンビス(四・一シクロヘキシン) || ジイソシアネート  
 (N・N-ジメチルアニリン)  
 五百九十八の三 メチレンビスチオシアネート  
 五百九十九 メチレンビス(四・一フェニレン) || ジイソシアネート (別名MDI)  
 五百九十九の二 四・四、一メチレンビス(二-メチルシクロヘキサンアミン)  
 五百九十九の三 メトキシ酢酸  
 五百九十九の四 四-メトキシ-七H-フロ  
 「三・二-」g 「二」ベンゾピラニ-七-オノン  
 五百九十九の五 九-メトキシ-七H-フロ  
 「三・二-」g 「二」ベンゾピラニ-七-オノン  
 五百九十九の六 四-メトキシベンゼン-一-  
 三-ジアミン硫酸塩  
 六百 二-メトキシ-五-メチルアニリン  
 六百一 一- (二-メトキシ-二-メチルエト  
 キシ) -二-プロパンオール  
 六百二の二 二-メトキシ-二-メチルブタン  
 (別名ターシヤリーアミルメチルエーテル)  
 六百二 メルカブト酢酸  
 六百二の二 六-メルカブトブリリン  
 六百二の三 二-メルカブトベンゾチアゾール  
 六百二の四 モノフルオール酢酸  
 六百二の五 モノフルオール酢酸アミド  
 六百二の六 モノフルオール酢酸バラブロムア  
 ニリド  
 六百三 モリブデン及びその化合物  
 六百四 モルホリン  
 六百五 汗素及びその化合物  
 六百六 ヨードホルム

六百六の六 タンヌルホン) イミド	リチウムリビス (トリフルオロメ
六百七 硫酸カリウム	六百七の二 硫化カルボニル
六百八 硫酸水素	六百八 硫化ジメチル
六百九 硫酸	六百九 硫化水素ナトリウム
六百十 硫酸化りん	六百十 硫化水素ナトリウム
六百十一 硫酸化りん	六百十一 硫化水素ナトリウム
六百十三 硫酸	六百十三 硫酸ジイソプロピル
六百十四 硫酸ジエチル	六百十四 硫酸ジエチル
六百十五 硫酸ジメチル	六百十五 硫酸ジメチル
六百十六 硫酸化水素	六百十六 硫酸ジメチル
六百十七 りん化水素	六百十七 硫酸ジメチル
六百十八 りん酸	六百十八 硫酸ジメチル
六百十九 りん酸ジノルマルブチル	六百十九 硫酸ジメチル
六百二十 ニル	六百二十 硫酸ジメチル
六百二十一 りん酸一・二・ジプロモ一・二・ジクロロエチルジメチル (別名ナレド)	六百二十一 硫酸ジメチル
六百二十二 りん酸ジメチル (N・N-ジメチルカルバモイル)	六百二十二 硫酸ジメチル
六百二十三 りん酸ジメチル (N-メチルカルバモイル) 一二プロペン	六百二十三 硫酸ジメチル
六百二十四 りん酸ジメチル (N-メチルカルバモイル) 一二プロペン	六百二十四 硫酸ジメチル
六百二十五 りん酸トリス (二・三・ジプロモプロピル)	六百二十五 硫酸ジメチル
六百二十六 りん酸トリス (二・三・ジプロモプロピル)	六百二十六 硫酸ジメチル
六百二十七 りん酸トリノルマルブチル	六百二十七 硫酸ジメチル
六百二十八 りん酸トリフエニル	六百二十八 硫酸ジメチル
六百二十九 りん酸トリメチル	六百二十九 硫酸ジメチル
六百三十 六塩化ブタジエン	六百三十 六塩化ブタジエン
六百三十二 ロジウム及びその化合物	六百三十二 ロジウム及びその化合物
六百三十三 ロテノン	六百三十三 ロテノン